

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2025年7月14日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第1条 (約諾)	第1条 (約諾)
(省 略)	(現行どおり)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認書 (トライオートCFD) ・ 確認書 (トライオートETF) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認書 (トライオートETF) ・ 確認書 (トライオートCFD)
(1) お客様は、諸届出事項について、自らの意思で通知することを承諾するものとします。	(1) お客様は、諸登録事項について、自らの意思で通知することを承諾するものとします。
<u>(2) お客様は、前号の諸届出事項に変更があった場合、当社に対し直ちに通知するものとします。</u>	(削 除)
(3) 本取引のお申込み者がお客様本人であることを証するため、お客様は、当社に本人確認書類等をご提出いただくものとします。また、外国籍のお客様は、在留期限および在留資格等が確認できる書類もあわせてご提出いただくものとします。本人確認書類等について詳しくは当社ホームページをご確認ください。	(2) 本取引のお申込み者がお客様本人であることを証するため、お客様には、当社に本人確認書類等を提出いただくものとします。 <u>氏名もしくは名称および住所もしくは所在地は、本人確認書類に記載されたものと同じのものを使用するものとし、本人確認書類に通称が本名と併記されている場合には、原則本名を登録いただくものとします。</u> また、外国籍のお客様は、在留資格、在留期限および国籍が確認できる書類もあわせてご提出いただくものとします。本人確認書類等について詳しくは当社ホームページをご確認ください。
<p>2. 当社は、お客様の諸届出事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準およびその他の口座開設に必要な事項について審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引のお申込みを承諾した場合、本取引に係る口座 (以下「本口座」といいます。) を開設するものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</p>	<p>2. 当社は、お客様の登録事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準およびその他の口座開設に必要な事項について審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引のお申込みを承諾した場合、本取引に係る口座 (以下「本口座」といいます。) を開設するものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</p>
(省 略)	(現行どおり)
第3条 (法令等の遵守)	第3条 (法令等の遵守)
お客様がおよび当社は、本取引にあたり本約款の他「 <u>金融商品取引法</u> 」その他の法令諸規則を遵守するものとします。	お客様がおよび当社は、本取引にあたり本約款の他、 <u>金融商品取引法その他の関連する法令、日本証券業協会の諸規則等 (以下「法令・諸規則等」といいます。)</u> を遵守するものとします。
(省 略)	(現行どおり)
第6条 (証拠金等)	第6条 (証拠金等)

現 行	改正後
<p>(省 略)</p> <p>2. お客様が当社に対し預託している証拠金が預託すべき証拠金を超過する場合、お客様は当該超過額（以下「出金可能額」といいます。）の範囲内の金額の返還を当社に請求することができます。出金可能額の計算については説明書に定めるものとします。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>2. お客様が当社に対し預託している証拠金が預託すべき証拠金を超過する場合、お客様は当該超過額（以下「出金可能額」といいます。）の範囲内の金額の返還を当社に請求することができます。出金可能額の計算については説明書に定めるものとします。<u>なお、お客様からのご出金依頼について、当社はおお客様よりあらかじめ登録いただいているご本人名義の金融機関の口座へのみ振込むものとします。</u></p>
<p>(省 略)</p> <p>第17条（期限の利益の喪失）</p> <p>(省 略)</p> <p>(6) 住所変更の届出を怠る等のお客様の責めに帰すべき事由によって、当社に対しお客様の所在が不明となった場合</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第17条（期限の利益の喪失）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(6) <u>お客様が当社に登録した氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、電話番号およびメールアドレスについて変更の届出を怠る等のお客様の責めに帰すべき事由によって、当社に対しお客様の所在が不明となり、または連絡がとれなくなった場合</u></p>
<p>(省 略)</p> <p>第23条（登録事項の変更）</p> <p><u>お客様が当社にご登録になった氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスならびにその他の事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく、当社の定める方法で、その旨を当社に届出るものとします。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2. 本取引を開設したお客様が、第2条の口座開設基準を満たさなくなった場合には、<u>直ちに</u>当社に対して届出るものとします。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第23条（登録事項の変更）</p> <p>お客様は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく、当社の定める方法で、<u>変更事項を当社に届出るものとします。お客様が変更手続きを怠ったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>2. <u>外国籍のお客様は、提出いただいている在留資格、在留期限および国籍等が確認できる書類について、在留資格の変更および在留期限の延長等により更新した際は、変更および更新した月内に提出いただくものとします。</u></p> <p>3. 本取引を開設したお客様が、第2条の口座開設基準を満たさなくなった場合には、<u>遅滞なく</u>当社に対して届出るものとします。</p>
<p>(省 略)</p> <p>第26条（解約）</p> <p>(省 略)</p> <p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第26条（解約）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当</p>

現 行	改正後
<p>した場合、第23条第2項または第24条第1項の規定に該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1) お客様が法令等、説明書または本約款のいずれかに違反したとき</p> <p>(省 略)</p> <p>(4) 当社がお客様の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じないとき</p> <p>(省 略)</p> <p>(9) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適当であると当社が判断したとき 不適当な取引とは、第28条第4項に掲げる取引をいいます。</p> <p>(省 略)</p>	<p>した場合、第23条第3項または第24条第1項の規定に該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします</p> <p>(1) お客様が法令・諸規則等、説明書または本約款のいずれかに違反したとき</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(4) 当社がお客様に本人確認およびご登録事項についての確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じないとき</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(9) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適当であると当社が判断したとき 不適切な取引とは、第28条第4項に掲げる取引をいいます。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>5. 第2項および第4項の場合において、本口座に残高があるときは、当社は解約日前の任意の日にその残高をお客様の出金先金融機関に出金するものとします。</p>	<p>5. 第2項および第4項の場合において、本口座に残高があるときは、当社は解約日前の任意の日にその残高を登録されたお客様の出金先金融機関口座に出金するものとします。</p>
<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(11) お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠ったことにより生じる損害</p> <p>(省 略)</p>	<p>(11) お客様が当社に登録した事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠ったことにより生じる損害</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第28条 (取引の制限・禁止行為)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第28条 (取引の制限・禁止行為)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>3. お客様は、Myページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の必要記載事項が入力</p>	<p>3. お客様は、Myページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の登録事項に不備があ</p>

現 行	改正後
<p>されていない場合、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はお客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(省 略)</p> <p>7. 当社は、年1回、満年齢が75歳以上のお客様に本取引継続のご意思について確認を求めます。当社が定める期限内にご回答をいただけない場合、お客様の取引を制限し、<u>本規定</u>に基づく必要な措置を講じることができるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2025年3月28日作成 2025年3月31日交付</p>	<p><u>る</u>場合、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はお客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>7. 当社は、年1回、満年齢が75歳以上のお客様に本取引継続のご意思について確認を求めます。当社が定める期限内にご回答をいただけない場合、お客様の取引を制限し、<u>本約款</u>に基づく必要な措置を講じることができるものとします。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2025年7月9日作成 2025年7月14日交付</p>